

VI 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

景観法第8条第2項第4号イ 関係

屋外広告物は、都市の景観に大きな影響を与える要素の一つです。

本区域は鉄道駅周辺や主要幹線沿いなど商業施設が立地しやすい地域であり、数多くの屋外広告物が掲出されています。そのなかには、無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観形成の阻害要因となっている例もあります。また、JR・神戸電鉄三田駅周辺において中高層住宅の建設が進み、かつての商業地から住宅と商業施設とが混在した複合的な市街地へ大きく変化するなか、双方が調和して共存するためにも住環境と調和し、街並みとして統一感のある優れたデザインの屋外広告物が望まれています。

このため、屋外広告物の規制と建築物等についての景観誘導を一体的に進めます。

屋外広告物の表示・掲出に関する事項

- ①掲出方法、掲出数、意匠、形状、高さ、面積、色彩等に配慮し、表示又は配置する建築物や周辺の街並みと調和したものとしなければならない。
- ②表示の方法等について、周辺の住宅の居住環境に悪影響を与えないものとする。

屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限事項

本計画区域内に表示し又は設置することができる広告物は、形状、色彩、意匠その他の表示方法が美観風致を害さないもので、次に掲げるものとする。

- ①自家用広告物等（兵庫県屋外広告物条例（以下「広告物条例」という。）第7条第2項第(1)号に定める広告物をいう。）又は管理用広告物等（広告物条例第7条第2項第(2)号に定める広告物等をいう。）で広告物条例の許可の基準に適合し、かつ表1の要件を満たすものとする。
- ②前項に掲げるものの他の広告物等については、広告物条例の許可の基準に適合したものとする。

表1 建築物の規模による屋外広告物の掲出基準

建築物の用途	表示又は設置の位置及び掲出する建築物の規模による区分	基準	
すべて	すべて	壁面利用 広告物	建築物の壁面に表示又は設置する広告物は、寸法や色彩等の規格の統一に努めるものとする。
		屋上利用 広告物	屋上構造物の壁面を利用するものとする。 ネオン管が露出しているネオンサイン又はLEDサインを利用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。
	中高層階	壁面利用 広告物	壁面を利用する広告物は、切文字とする。
			ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを利用せず、かつ、光源の点滅がないものとする。ただし、三田駅前交通広場に面する壁面に掲出する場合を除く。
	自己の敷地に 建植えるもの	/	ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを使用する場合は、高さ10m以下とする。

